

# 令和8～10年度 広島高速道路気象予測業務 特記仕様書

## 1. 総則

本特記仕様書（実施要領）は、令和8～10年度 広島高速道路気象予測業務（以下「業務」という。）の実施について、適切な業務遂行のために必要な事項を定めるものである。

本特記仕様書と契約約款との間に相違がある場合は、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

令和8～10年度 広島高速道路気象予測業務

### (2) 業務場所

広島市内一円

### (3) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

暖候期気象予測 毎年 4月 1日 ~ 11月30日まで  
雪氷期気象予測 毎年12月 1日 ~ 3月31日まで

### (4) 業務の目的

本業務は、広島高速道路における大雨や台風、降雪や路面の凍結等、気象状況に応じた安全対策を迅速かつ効果的に行うため、急激な気象変化や各地点の特性を考慮した気象予測を受注者が独自に行う業務であり、通行規制基準の到達等、規制実施を判断するための気象情報を得ることにより、広島高速道路の通行の安全を確保することを目的とする。

## 3. 実施条件

### (1) 業務責任者

- ア 受注者は、業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。
- イ 業務責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- ウ 業務責任者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者とする。また、業務責任者は担当者を管理・統括するものとする。
- エ 業務責任者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、受注者は同等以上の技術者を定めるものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 担当者

- ア 受注者は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有する技術者として担当者を定めるものとする。また、その氏名その他必要な事項を監督員等に提出するものとする。
- イ 担当者は、業務責任者の指示により業務に従事する者をいう。

### (3) 配置予定従事者の人数

- 本業務の従事者として業務責任者1名及び担当者を必要人数配置しなければならない。  
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の従事者であると発注者の了解を得なければならない。

#### ア 業務責任者

3. 実施条件 (1) 業務責任者の要件を満たす者として、気象予報士の資格を有する者であり、気象予報士登録から5年以上の業務経験を有すること。また、平成27年度以降に完了した国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の気象予測業務について実務経験を有している者を配置すること。

イ 担当者

3. 実施条件 (2) 担当者の要件を満たす者として、気象予報士の資格を有する者であり、気象予報士登録から3年以上の業務経験を有すること。

ウ 問い合わせ対応

気象情報提供時に監督員等からの問い合わせに対応できること。

また、天候急変の際は、昼夜・平休日を問わず、監督員等からの問い合わせに速やかに対応でき、4 (2) ア及び(3) エの臨時気象情報の提供（臨時予測表の送付）ができること。

エ 臨時気象情報の提供に係る費用

臨時気象情報に係る費用は当初契約金額に含むものとし、変更契約の対象としない。

#### 4. 業務内容

(1) 気象予測地点

気象予測は次の地点毎に行い、予測表を作成すること。

ア 高速1号線 鮎信大橋

イ 高速2号線 猿猴川大橋

ウ 高速3号線 元安川大橋

エ 高速4号線 沼田側トンネル坑口

オ 高速4号線 広島西大橋

(2) 暖候期気象予測

業務期間のうち暖候期気象予測期間中は、次の業務を行う。

なお、各気象予測地点における気象観測装置の実測データは発注者のホームページサーバーから受注者が随時取得することができる。

ア 臨時気象情報提供（24時間予報）

台風、大雨（連続雨量 100mm 超）の異常気象、天候急変等により、交通規制の実施又は解除の検討が必要な場合、発注者からの問い合わせに対応し、速やかに臨時予測表を送付する。

送付日時	随時（天候急変又は調査職員からの指示による）
予測期間	1時間毎の予測を24時間記載する。必要に応じ別途資料（台風の進路・影響等）を添付する。
記載内容	気象概況及び各気象予測地点の天気、気温、降水量（時間、累積）風速
送付方法	発注者指定のメールアドレス（kotsushirei@h-exp.or.jp）に送付し、発注者の閲覧可能なインターネット上に掲載する。

(3) 雪氷期気象予測

業務期間のうち雪氷期気象予測期間中は、次の業務を行う。

なお、各気象予測地点における気象観測装置の実測データは発注者のホームページサーバーから受注者が随時取得することができる。

ア 中期気象情報提供（週間予報）

期間中の毎週の週間予測表を送付する。

送付日時	期間中の毎週金曜日15時まで。また、年末年始休日前は発注者指定の日時までに送付する。
予測期間	昼間、夜間の気象状況を7日間（土曜日から金曜日までの1週間）記載する。
記載内容	気象概況及び各気象予測地点の天気、最低気温、降水量、降雪量
送付方法	発注者指定のメールアドレス（kotsushirei@h-exp.or.jp）に送付し、発注者の閲覧可能なインターネット上に掲載する。

イ 短期気象情報提供（24時間予報）

期間中の毎日の予測表を送付する。

送付日時	期間中の毎日 16 時まで。
予測期間	1 時間毎の予測を 24 時間（当日 17 時から翌 16 時）まで記載する。
記載内容	気象概況及び各気象予測地点の天気、最低気温、降水量、降雪量、気温、路温、路面状況、放射冷却
送付方法	発注者指定のメールアドレス (kotsushirei@h-exp.or.jp) に送付し、発注者の閲覧可能なインターネット上に掲載する。

ウ 休日前気象情報提供

期間中の土日祝日の予測表を送付する。

送付日時	期間中の土日祝日の前日 15 時まで。なお、年末年始は 3 日おきに送付する。
予測期間	3 時間毎の予測を休日初日 15 時から休日明け 15 時まで記載する。
記載内容	気象概況及び各気象予測地点の天気、降水量、降雪量、気温、路温、路面状況
送付方法	発注者指定のメールアドレス (kotsushirei@h-exp.or.jp) に送付し、発注者の閲覧可能なインターネット上に掲載する。

エ 臨時気象情報提供（変更 24 時間予報）

短期気象情報から天候急変等により交通規制の実施又は解除の検討が必要な場合、発注者からの問い合わせに対応し、速やかに臨時予測表を送付する。

なお、発注者が雪氷体制を発令した場合は予測の修正の有無にかかわらず、24 時及び 7 時に臨時予測表を送付すること。

送付日時	随時（天候急変又は監督員等からの指示による）
予測期間	短期気象情報提供と同じ。（1 時間毎の予測を 24 時間記載する）
記載内容	気象概況及び各気象予測地点の天気、最低気温、降水量、降雪量、気温、路温、路面状況、放射冷却
送付方法	発注者指定のメールアドレス (kotsushirei@h-exp.or.jp) に送付し、発注者の閲覧可能なインターネット上に掲載する。

## 5. 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督員等を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員等に関する措置請求に係る書類等を除く。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

## 6. 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員等は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- (2) 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務責任者と監督員等は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 業務責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員等と協議するものとする。
- (4) 打合せ（対面）の想定回数は、業務着手時、業務中間、業務完了時の全 7 回見込んでいる。  
業務中間は、業務期間中の暖候期及び雪氷期の各期間開始前に行うこととし、5 回を予定している。

## 7. 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後、7日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員等に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - ア 業務概要
  - イ 実施方針
  - ウ 業務工程表
  - エ 履行体制
  - オ 連絡体制（緊急時含む）
  - カ その他、本業務の実施に関し必要な事項
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、監督員等に変更業務計画書を提出しなければならない。

## 8. 貸与品等

- (1) 受注者は、業務に直接必要な範囲に限り、発注者の所有する図書や各種データ等を使用できるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定により発注者の図書等を使用する場合は、事前に監督員等と協議し承諾を得ること。

## 9. 業務履行報告書の提出

- (1) 提出時期  
業務期間中の雪氷期終了時に、暖候期及び雪氷期の業務実施状況について契約約款第11条に定める業務履行報告書を提出すること。
- (2) 業務履行報告書には、次の事項を記載すること。
  - ア 業務概要
  - イ 業務内容
  - ウ 業務期間中の気象概況
  - エ 各種予測表及び予想結果の評価
  - オ 業務期間中の各気象現象の解析
  - カ その他（調査職員が別に指示した事項）

## 10. 検査

- (1) 業務の検査は、業務期間中の雪氷期終了時に行う。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料の提出等については、監督員等の指示に従わなければならぬ。
- (3) 検査のために必要な労務費は、受注者の負担とする。

## 11. 修補

- (1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- (2) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てを行うことができるものとする。
- (3) 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- (4) 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は検査の結果を受注者に通知するものとする。

## 1 2. 条件変更等

- (1) 契約約款第14条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- (2) 監督員等が、受注者に対して契約約款第15条から第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

## 1 3. 契約変更

- (1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
  - ア 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - イ 業務期間の変更を行う場合
  - ウ 監督員等と受注者が協議し、業務等履行上必要があると認められる場合
- (2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - ア 契約約款第15条の規定に基づき監督員等が受注者に指示した事項
  - イ 業務等の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
  - ウ その他発注者又は監督員等と受注者との協議で決定された事項

## 1 4. 支払請求

受注者は、契約約款第26条第1項に定める支払い請求を行う場合は、発注者による履行確認の検査を受けなければならない。

業務委託料の年度別支払額は、業務期間に応じて均等に分割するものとする。支払額に1円未満の端数があるときは切り捨て、その端数額は最終年度の支払額において調整するものとする。

## 1 5. その他

- (1) 迅速な気象情報の提供  
別に通知する広島高速道路の事前通行止め規制基準に留意し、異常気象が予見される場合には、監督員等の指示に関わらず、速やかに気象情報を提供し、発注者への注意喚起に努めること。
- (2) 予測表の様式  
気象情報提供に係る予測表の表記は、監督員等が指定する内容のほか任意様式とするが、業務実施前までに監督員等の承諾を得ること。